

## LINE を活用した健康関連情報コンテンツ等作成業務公募型プロポーザル募集要領

### 1. 趣旨

この要領は「LINE を活用した健康関連情報コンテンツ等作成業務」を策定するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するため、必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務概要

- (1) 業 務 名 LINE を活用した健康関連情報コンテンツ等作成業務
- (2) 業 務 内 容 LINE を活用した健康関連情報コンテンツ等作成業務仕様書  
(以下、「仕様書」という。) のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 委 託 上 限 額 2,310,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)  
※委託上限額を超える額で提案した事業者は失格とする。
- (5) 契 約 方 法 公募型プロポーザル方式による随意契約

### 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 令和 7 年度において、橋本市競争入札 (見積) 参加資格登録者名簿に登載されていること。
- (3) 橋本市から指名停止処分を受けていないこと、または指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に規定する更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。また、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に規定する再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定または再生計画認可の決定が、参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (5) 他市町村において本業務と同種または類似業務の受託実績を有する者であること。同種または類似業務とは、仕様書 業務内容に沿った実績とする。

#### 4. 日程

| 実施項目               | 実施期間または期限                                | 方法                |
|--------------------|------------------------------------------|-------------------|
| 募集要領等の公表           | 令和7年6月5日（木）                              | 市ホームページ           |
| 質問書の提出期間           | 令和7年6月11日（水）正午まで                         | 電子メール             |
| 質問書の回答公開           | 令和7年6月12日（木）                             | 市ホームページ           |
| 参加表明書及び企画提案書等の提出期間 | 令和7年6月13日（金）午前9時から<br>令和7年6月18日（水）午後5時まで | 持参または郵送<br>（簡易書留） |
| 参加辞退届の提出           | 令和7年6月18日（水）午後5時まで                       | 持参または郵送<br>（簡易書留） |
| プレゼンテーション          | 令和7年6月24日（火）                             |                   |
| 選定結果通知             | 令和7年6月下旬                                 | 電子メール             |
| 契約締結               | 令和7年7月上旬                                 |                   |

#### 5. 質問書の提出及び回答

募集要領及び仕様書の内容に質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

##### （1）提出書類

質問書（様式1）

##### （2）提出期間

令和7年6月11日（水）正午まで

##### （3）提出方法

事務局宛てにメールにより提出すること。なお、メール送信後、必ず電話により到着確認（土日祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）を行うこと。

##### （4）回答

令和7年6月12日（木）に本市ホームページにて公開する。

##### （5）その他

- ・質問に対する回答は、募集要領及び仕様書等の追加または修正事項とみなします。
- ・回答に対する再質問は認めません。

#### 7. 企画提案書等の提出

##### （1）提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

ア 参加表明書（様式2）

イ 会社概要書（様式3）

会社概要パンフレットを添付すること

ウ 業務実績書（様式4）

エ 企画提案書（任意様式）

- ・ A 4 版（A 3 版折込は可）。
- ・ リッチメニューやカードタイプメッセージなどのデザイン案及び、配信コンテンツ案を提示すること
- ・ 募集要領、仕様書の内容を踏まえたうえで、本業務に取り組むにあたっての考え方等について記載すること。

オ 特定テーマ提案（任意様式）

- テーマ「検診（健診）の受診率や、健康関連の教室参加率が向上するなど、市民の健康行動促進を図るため、LINE を活用した効率的かつ効果的な情報提供の方策や手法について」
- ・ 上記内容について、分かりやすく簡潔に記載すること。

カ 見積書（様式 5）及び見積内訳書（任意様式）

- ・ 見積書は総額を記載し、見積内訳書で企画提案内容に基づいた各経費の内訳、積算根拠を記入すること。

キ 業務責任者経歴書（様式 6）

- ・ 履行期間をとおして担当する責任者について記載すること。

ク 業務実施体制表（様式 7）

（2）提出部数

各 8 部（ただし、ア、イ、ウ及びカは 1 部とする）

（3）提出期間

令和 7 年 6 月 1 3 日（金）から令和 7 年 6 月 1 8 日（水）まで（土日祝日を除く）

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

（4）提出方法

事務局へ持参、または郵送（郵送の場合は、簡易書留とし期限内必着とする。

また、郵送する旨を 6 月 1 7 日（火）までに事務局へ電話連絡すること）

8. 辞退届の提出

参加表明書等の提出後に、参加辞退する場合は、参加辞退届（様式 8）を令和 7 年 6 月 1 8 日（水）午後 5 時までに事務局へ持参、または郵送（郵送の場合は、簡易書留とし期限内必着とする。また、郵送する旨を 6 月 1 7 日（火）までに事務局へ電話連絡すること）

9. プレゼンテーションの実施

（1）実施日

令和 7 年 6 月 2 4 日（火）（時間は、後日通知）

（2）場所

橋本市保健福祉センター内（詳細については、後日通知）

（３）内容

プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分の計 30 分とする。

（４）その他

- ・ 開始 10 分前には控え室にて待機しておくこと。
- ・ 参加者側の出席者は、3 名以内とする。
- ・ プレゼンテーションは、必ず担当者が行うこと。
- ・ プレゼンテーションに際し、必要な機器（スクリーン及びプロジェクター）と電源は本市が用意するが、その他の機器（パソコン等）は参加者側で用意すること。

10. 選定方法

企画提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答により、選考委員会において審査基準（別表）に基づき総合的に審査し、最高得点者を優先交渉権者、次点の者を次点者として決定し、プレゼンテーション参加者に通知する。市は、優先交渉権者と合意に向けた協議を行い、協議が調わない場合は、優先交渉権者との協議を打ち切り、次点者と協議を行う。

なお、参加表明者が 1 者のみの場合は、選考委員の採点の平均点が 6 割以上であれば、優先交渉権者として選定し協議を行う。

11. 失格事由

- （１）提出書類の確認により、参加資格要件を満たしていないことが認められたとき。
- （２）定められた期間内に提出書類等が提出されなかったとき。
- （３）提出書類等の記載内容に著しく不備があるとき、または不正若しくは虚偽の記載があったと認められるとき。
- （４）本プロポーザルの関係者及び選考委員への接触や他の参加者との謀議など、審査及び選定に影響を及ぼす恐れのある不正若しくは悪質な行為、または疑惑を招く行為を行ったとき。
- （５）定められたプレゼンテーションに参加しなかったとき。

12. その他

- （１）提出物の作成に要した経費については、すべて提案者の負担とする。
- （２）提出のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。
- （３）提出書類の分割提出及び提出後の差し替えは認めない。
- （４）審査内容や審査結果に対する質問、異議等は受け付けない。
- （５）やむを得ない事情により、市が、プレゼンテーションを実施することができないと認めるときは、プレゼンテーションの日程変更、またはオンラインでの実施に変更とする場合があります。この場合において、これに要する経費については、本市に請求することはできない。

15. 事務局

所在地 〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市健康福祉部いきいき健康課保健予防係 担当：中岡

電 話 0736-33-6111（直通） F A X 0736-33-1668

e-mail [ikiiki@city.hashimoto.lg.jp](mailto:ikiiki@city.hashimoto.lg.jp)

(別表)

| 審査項目                | 評価項目                                                                        | 配点  |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----|
| 実施体制                | 適切な実施体制となっており、業務内容に必要な経験・能力を有する人員の配置及び組織体制が提案されているか。                        | 10  |
|                     | 着実な成果が期待できる同種業務の実績(年数及び件数)をもっているか。                                          | 10  |
| 企画提案内容              | 市民のヘルスリテラシー向上を目的としたコンテンツの作成にあたって、ナッジ理論などを活用したメッセージをもちこみ、見る人に強い印象を与えるものであるか。 | 5   |
|                     | 作成するコンテンツ等は、見る人にとってわかりやすく、興味や関心を引くデザインであるか。                                 | 5   |
| 特定テーマ               | 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されているか。                                             | 15  |
|                     | 提案内容は健康行動促進(受診率や教室等の参加率の向上など)が期待できるものであるか。                                  | 15  |
|                     | 提案内容に独創性があるか。                                                               | 15  |
| プレゼンテーション<br>及び質疑応答 | 説明は丁寧で分かりやすく、理論的で説得力を有しているか。                                                | 5   |
|                     | 質問に対する応答が的確かつ迅速か。                                                           | 5   |
|                     | 説明内容等から熱意や取組意欲が感じられるか。                                                      | 5   |
| 参考見積金額              | 提案内容及び他社との見積金額を勘案し、妥当な金額となっているか。                                            | 10  |
| 計                   |                                                                             | 100 |